

- 3面 防災対策のための工事費を助成(擁壁・がけ、エレベーター)教育委員会制度が変わりました
- 5面 こどもの日は芸術体験ひろばへ
- 8面 柳家小三治さんを名誉区民として顕彰
生活支援相談窓口にご相談を
家具の転倒防止対策を支援しています



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

地震に強い住まいにしませんか

特定緊急輸送道路 沿道建築物の耐震化をさらに応援します



昭和56年(1981年)6月の建築基準法の改正で耐震基準が強化されましたが、昭和56年5月31日以前に着工した建築物は「旧耐震設計基準」で設計されているため、耐震診断で地震に対する安全性を調べるのが重要です。区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、建築物の耐震診断や耐震改修工事への補助など、耐震化支援事業を進めています。地震に強い住まいをつくるため、区の支援事業をご活用ください。
【問合せ】地域整備課(本庁舎7階)☎(5273)3829・☎(3209)9227へ。

ご活用ください

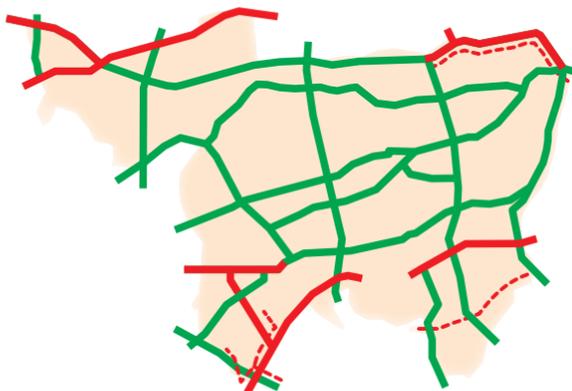
パンフレット **地震に強いあなたの住まい**

木造住宅や非木造建築物(分譲マンションなど)の耐震化の補助について、耐震診断から耐震改修工事までの流れ、実際に工事をした住宅の事例などをまとめました。区の耐震化支援事業も、詳しくご紹介しています。

地域整備課、特別出張所で配布しています。新宿区ホームページでもご案内しています。

4月から 支援を強化しました 特定緊急輸送道路 沿道建築物の耐震化

- 耐震診断・補強設計への補助期限を1年延長しました【平成28年3月末までに延長】
- 耐震改修工事、除却・建て替え工事への補助期限を延長しました【平成28年3月末までに「工事完了」→「工事着工」に変更】
- 耐震改修工事の所得要件等がなくなりました【「世帯所得が800万円以下」等を撤廃】



— 特定緊急輸送道路 (..... は高速道路)
— 緊急輸送道路

緊急輸送道路は震災時には円滑な救助や物資輸送を担い、応急活動の中心となる防災拠点をつなぐ重要な道路です。東京都の条例により、緊急輸送道路のうち特に耐震化が必要な道路を「特定緊急輸送道路」とし、沿道の建築物に耐震診断を義務付けて、重点的に耐震化を進めています。

区では、特定緊急輸送道路沿道建築物への耐震診断・補強設計・耐震改修工事費等の一部を補助しています。対象となる建築物の要件や補助金額等詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

区内の特定緊急輸送道路

- ▶ 甲州街道 ▶ 新宿通り(国道20号の区間) ▶ 目白通り ▶ 新青梅街道
- ▶ 青梅街道 ▶ 公園通り(都庁第一・第二本庁舎と新宿中央公園の間の道路)
- ▶ 靖国通り(青梅街道～区役所第1分庁舎前の一部区間)
- ▶ 首都高速道路(4号線・5号線・中央環状線)

※緊急輸送道路沿道の建築物に対しても耐震改修工事等を補助しています。詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。



危険ドラッグ その他の危険薬物 撲滅条例

4月1日施行



危険ドラッグを吸引し、車を暴走させたことによる死傷事故が全国で多発しています。また、昨年1年間に危険ドラッグを濫用して死亡したと疑われる人は全国で112名で、一昨年の9名から大幅に増加しています。

新宿区では、区民の皆さんの安全で平穏な生活を確保し、健全な地域社会を実現するため、「新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例」を施行しました。引き続き関係機関と連携し、危険ドラッグ撲滅に向けた取り組みを強化していきます。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階)☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。



条例で規定する 危険薬物 とは

麻薬・覚せい剤等の法令で規制された薬物や、厚生労働大臣または都知事が指定した薬物のほか、濫用することで人の健康に被害が生じると認められるものです。危険ドラッグも含まれます。

条例の主な内容

- 区が実施する危険薬物撲滅活動
区は、国・東京都・警察等と連携し、危険薬物撲滅活動に関する施策を総合的に推進します。
- 特定地区の指定
区長は、危険薬物の販売等を防止するために必要があると認める地域を「危険薬物撲滅特定地区」に指定します。
- 協力員
区長は、特定地区の町会、商店会等の構成員の中から、危険薬物撲滅活動協力員を指定します。区は、協力員が実施する危険薬物撲滅活動を積極的に支援します。
- 建物の提供者の責務等(契約の解除等)
区内の建物を他人に提供する場合、危険ドラッグの販売等をしないよう約束させ、それが守られないときは契約を解除できる旨を定めるように留意します。また、危険ドラッグの販売等による契約解除の定めがあり、指定薬物の販売等を知った場合は、契約を解除し、明け渡しの申し入れをしなければなりません。

